

2021年9月30日

吸收分割承継会社の事前開示書面

所 在 東京都港区東新橋一丁目5番2号
会社名 ソースネクスト株式会社
代表者 代表取締役社長 兼 COO 小嶋 智彰

当社(以下「吸收分割承継会社」といいます。)は、2021年9月29日付けて株式会社東京SIM外語研究所(以下「吸收分割会社」といいます。)との間で締結した吸收分割契約書(以下「本件吸收分割契約」といいます。)に基づき、2021年11月2日を効力発生日として、吸收分割会社が運営する外国語の教育の事業(以下、「本事業」といいます。)を簡易吸收分割の方式により吸收分割承継会社に承継させること(以下「本会社分割」といいます。)を行うことといたしました。

本件吸收分割について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。なお、本書に別紙として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

記

第1 吸收分割契約の内容(会社法第794条第1項)

【資料1】のとおりです。

第2 会社法施行規則第192条で定める事項

1. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)

吸收分割承継会社は、本会社分割の対価として吸收分割会社に対して900万円の金銭を交付いたします。吸收分割承継会社は吸收分割会社から、2020年5月に同社が所有する英語学習教材「スーパーエルマー」を含む計6製品の著作権を譲り受け、「スーパーエルマー」シリーズ製品を販売して参りましたが、本会社分割を行うことで、吸收分割会社の保有する特許権を利用してさらなる英語学習アプリの開発、販売など、事業の拡大を図ります。同特許権を利用した製品を開発、販売した場合の年間粗利は、本会社分割の対価を超えるという予想に基づき、吸收分割承継会社と吸收分割会社の間で対価の合意がなされており、当該定めは相当であると判断しております。

また、吸收分割承継会社において資本金および資本準備金の額は変動しません。

2. 吸收分割会社についての事項(会社法施行規則第192条第4号)

(1) 吸收分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第192条第4号イ)

吸收分割会社の最終事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)に係る計算書類等は【資料2】のとおりです。

- (2) 吸收分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第192条第4号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸收分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(会社法施行規則第192条第4号ハ)

2021年11月2日を効力発生日として、吸收分割会社の英語教育事業に関する特許権(特許番号：特許第6231510号、出願日：平成27年2月16日、登録日：平成29年10月27日、発明の名称：外国語学習システム)を承継する吸收分割を行っております。

3. 吸收分割承継会社についての事項(会社法施行規則第192条第6号イ) 吸收分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸收分割が効力を生ずる日以後における吸收分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第192条第7号)

本件吸收分割後の吸收分割承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが想定され、また、本件吸收分割後の吸收分割承継会社の収益状況について債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。これらの点を総合的に勘案し、吸收分割承継会社の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

【資料1】

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社東京S I M外語研究所（以下「甲」という。）とソースネクスト株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割に関し、次の通り契約する。

第1条（目的）

甲の事業のうち、外国語の教育事業を、本契約書第8条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割する事業の対価）

乙は、甲に対し、分割する事業の対価として金900万円を、効力発生日と同時に甲指定の銀行口座への振り込みにより支払う。

第3条（分割により承継する権利義務）

- 1 甲は、別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。ただし、乙の増加資本金はないものとする。
- 2 甲から乙に対し、本条第1項の特許権を除き、現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする資産、負債及び権利義務承継は行わない。

第4条（乙の義務履行の前提条件）

乙は、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）までに以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第2条に定める義務を履行する。なお、乙は、その裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して第2条定める義務を履行することができる。但し、かかる条件の全部又は一部の放棄によっても、第9条に基づく甲に対する補償等の請求が妨げられるものではない。

- (1) 本締結日及び基準日において（但し、時期を明記しているものについては当該時点において）、第5条第1項に定める甲の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
- (2) 甲が本契約に基づき基準日までに履行又は遵守すべき事項を重要な点において履行又は遵守していること。
- (3) 基準時に甲と対象事業に属する各従業員は存在せず、甲と従業員の間ににおいて有効な雇用契約は存在しないこと。
- (4) 会社分割に伴う別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産について、会社分割による移転登記申請書、会社分割承認証明書、その他資産の承継に必要な書面が全て作成され、印鑑登録証明書等の必要資料が全て揃っていること。
- (5) 別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産の特許権に特許無効理由がないこと。
- (6) 別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産の特許権に共同利用者との間に、共同利用の制限に関する契約等、特許権を利用するについて妨げとなる事由がないこと。

第5条（表明及び保証等）

- 1 甲は、乙に対して、本締結日及び基準日において（但し、時期を明記しているものについては当該時点において）、別紙2の甲の表明保証事項に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

- 2 乙が甲の表明保証の違反を構成し又は構成する可能性のある事実を知り又は知り得たことは、本契約に従つてなされた甲の表明保証の効果又はそれに関連する救済手段の効果にいかなる影響を与えるものでもない。
- 3 別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産が第三者の知的所有権等を侵害しているとして、第三者から警告、請求、訴訟の提起等（以下、「本件侵害問題」という。）がなされた場合、甲は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
- 4 本件侵害問題が乙になされた場合、乙は、その発生について直ちに書面により甲へ通知を行うものとし、甲は自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。乙は、甲に本件侵害問題の解決に係る権限を与える、また甲の要求がある場合、甲の費用負担で甲に対して、本件侵害問題の解決に合理的に必要な協力をするものとする。
- 5 前二項にかかわらず、乙が本件侵害問題の対応を余儀なくされる場合、又は、本件侵害問題によって別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産に関する乙の権利行使が妨げられる場合その他本件侵害問題によって乙に費用（裁判上又は裁判外の合理的な弁護士費用を含む。）、損失及び損害（以下、「損害等」と総称する。）が生じた場合、甲は、乙に対して、乙に生じた損害等を賠償するものとする。

第6条（追加的協力）

甲及び乙は、基準日後において、相手方の合理的な要請に従い、本契約において企図されている本件著作権等譲渡の目的を達成するために合理的に必要となる事項（情報提供、書類の作成・交付、資産の譲渡・引渡し、債務の承継又は契約の締結を含む。）を行うとともに、相手方に対して合理的に必要な協力をを行うものとする。

第7条（分割承認決議）

甲及び乙は、2021年9月29日に、甲においては株主総会を招集し、乙においては取締役会を招集し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、分割手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（効力発生日）

効力発生日は2021年11月2日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第9条（甲による補償）

甲は、乙に対して、本契約に定める自らの表明及び保証の違反又は本契約に基づく義務の違反に起因又は関連して乙が損害等を被った場合には、かかる損害等を賠償又は補償（以下「補償等」という。）するものとする。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

1. 甲は、基準日までに限り、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合は、乙に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が本契約上の義務に重要な点において違反した場合
 - (2) 乙につき、倒産手続等の開始の申立てがなされた場合
2. 乙は、基準日までに限り、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合は、甲に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 第5条に規定される表明及び保証に重要な点において違反があった場合
 - (2) 甲が本契約上の義務に重要な点において違反した場合

- (3) 甲につき、倒産手続等の開始の申立てがなされた場合
3. 本契約が本条に基づき解除された場合であっても、第9条、本項及び第11条の規定は引き続き効力を有する。

第11条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本締結日から3年間、以下の各号に規定する情報を除き、本契約の締結の事実及びその内容、本契約に関する交渉の内容並びに本契約の締結に関する連絡して相手方から受領した一切の情報（以下「秘密情報」と総称する。）について、厳に秘密を保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本契約の締結及び履行以外の目的に利用してはならない。
 - (1) 当該情報を開示した当事者（以下「開示当事者」という。）から受領する前に当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）が自ら適法に保有していた情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者から受領した時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者から受領した後、自らの責めによらずに公知となった情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領した情報
 - (5) 受領当事者が開示当事者からの情報に基づかずに独自に開発した情報
2. 第1項にかかわらず、甲及び乙は、開示当事者の書面による承諾がある場合、司法・行政機関等の判断等により適法に開示を求められた場合又は法令等により当事者又は当事者の親会社による開示が義務づけられる場合は、秘密情報を開示することができる。
3. 第1項にかかわらず、基準日が行われた場合は、(i)甲は、基準日前に知得した本件著作権等譲渡に関する情報について、基準日から3年間、乙の秘密情報として扱い、第1項に定める義務を負うものとし、(ii)乙は、秘密情報について、第1項に定める義務を負わない。

第12条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保提供その他の方法による処分をしてはならない。

第14条（本契約の変更・権利の放棄）

1. 本契約は、甲及び乙が書面により合意した場合にのみ変更又は修正することができる。
2. 本契約に基づく権利の放棄は、書面によってのみ行うことができる。本契約に基づく権利の不行使又は行使の遅滞は、当該権利の放棄と解されてはならない。

第15条（分離可能性）

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとする。

第16条（完全合意）

本契約は、本件著作権等譲渡を含む本契約で定める事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結前に係る事項に関して甲及び乙との間で交わされた一切の契約等は、本締結日をもって全て失効する。

第17条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の条項の解釈に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めない事項については、誠実に協議の上解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する

2021年9月29日

甲：東京都多摩市鶴牧3丁目17番18号4
株式会社東京SIM外語研究所
代表取締役 上野巨志

乙：東京都港区東新橋一丁目5番2号
ソースネクスト株式会社
代表取締役 小嶋智彰

別紙1

承継対象権利義務明細表

乙は、対象事業に関して甲が本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継するものとする。但し、権利義務の移転につき行政機関その他の第三者の許認可等を要するものは、当該許認可等の取得を条件とする。

1. 資産

甲が、基準時において保有している資産のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている資産。第2項以外の具体的な移転対象については基準時までに甲乙間で別途合意する。ただし、乙の増加資本金はないものとする。

2. 知的財産権

甲が基準時において保有する下記特許権（特許を受ける権利その他出願ご登録を受けるまでの権利を含む。）

記

特許番号	特許第6231510号
出願日	平成27年2月16日
登録日	平成29年10月27日
発明の名称	外国語学習システム

3. 負債及び債務

基準時において存在する甲の負債及び債務は引き継がない。

4. 契約等

基準時において有効な、及び、本契約締結日から基準時までに新たに締結された、対象事業に属する契約及びこれらに付随する一切の権利義務のうち特に乙が指定した契約及び権利関係。具体的な移転対象については基準時までに甲乙間で別途合意する。

5. 雇用契約等

基準時において有効な、甲と対象事業に属する各従業員は存在しないため、乙が引き継ぐべき雇用契約は存在しない。

以上

別紙2

表明保証事項

(1) (特許権)

甲が、別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産を適法かつ有効に所有し、また使用権限を有しており、かかる資産について、賃借権、使用権、質権、担保権、瑕疵その他乙に損害を及ぼす虞のある義務・負担が付着しておらず、また使用権限について取消・解除事由が存在していないこと。

(2) (共同利用)

別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産の特許権に共同利用者との間に、共同利用の制限に関する契約等、特許権を利用するについて妨げとなる事由がないこと。

(3) (承継契約)

承継契約がいずれも有効であり、乙がかかる契約上の地位を適法・有効に有しており、かかる契約の終了又は取消・解除事由や契約の相手方による債務不履行が発生していないこと。

(4) (甲の提出資料及び説明内容等)

甲が、別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産に関して乙に対して提出した資料その他文書並びに甲が乙に対して行った説明は全て真実かつ正確であり、重要な不実記載または重要な事実の欠落がないこと、また本契約に基づく義務の履行に際し、乙の判断に影響を及ぼす重要な事項は、全て乙に対して開示または提供されていること。

(5) (譲渡対象財産の権利侵害等)

別紙1「承継権利義務明細票」記載の資産に関し、現在発生しているクレーム、請求、訴訟等その他一切の紛争は存在しないこと。

(6) (法令等との抵触不存在)

甲による本契約の締結及び履行は、(i)甲に適用ある法令等に違反するものでなく、(ii)甲の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)甲が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)甲に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではない。

(7) (詐害行為)

甲は、本契約の締結並びに履行により、甲の債権者を害する意図を有しておらず、その他不当または不法な意図を有しないこと。

(8) (倒産手続等)

甲は倒産手続等の開始申立てをしておらず、また、倒産手続等の開始申立を行う予定はなく、第三者によりかかる手続の申立てもなされておらず、甲の重要な財産に対する差押、仮差押、その他甲の財務状況または信用状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事由は発生していないこと。

以上

【資料2】 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

科 目	金額(円)
資産の部	流動資産
	固定資産
	資産合計
負債及び純資産の部	流動負債
	固定負債
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	負債・純資産合計

損益計算書
(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

株式会社東京SIM外語研究所

(単位:円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
商品売上高	1,460,176	1,460,176
【 売 上 原 價 】		
当期製品製造原価	6,757,617	
合 計	6,757,617	6,757,617
売 上 総 利 益		△5,297,441
【 販売費及び一般管理費】		15,390,411
営業利益		△20,687,852
【 営 業 外 収 益 】		
受取利息	95	
雑 収 入	3,270,420	3,270,515
経常利益		△17,417,337
【 特 別 利 益 】		
固定資産売却益	29,700,000	29,700,000
税引前当期純利益		12,282,663
法人税・住民税・事業税		180,000

当 期 純 利 益	12,102,663
-----------	------------